

第3章 役員及び職員

(役員)

第30条 この基金に、役員として理事20人及び監事2人を置く。

(役員を選任)

第31条 前条の理事の半数は、互選代議員において、他の半数は、選定代議員においてそれぞれ互選する。

2. 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。
3. 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
4. 理事のうち1人を年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金（以下「年金給付等積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
5. 監事は、代議員会において、互選代議員及び選定代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。

(役員任期)

第32条 役員任期は、は3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
3. 役員は、第1項の規定にかかわらず、任期満了後であっても、後任者が就任するまで、その職務を行う。

(役員解任)

第32条の2 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (3) 理事にあっては、第38条の3の規定に違反したとき。

(役員選挙)

第33条 理事、監事及び理事長は、単記無記名投票により選挙する。ただし、候補者の数が、それぞれ選挙すべき役員の定数を超えない場合は、この限りでない。

2. 前項の投票は、選挙人1人について1票とする。
3. 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって順次当選人とする。
4. 前各項に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会の構成)

第34条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第35条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、理事長がその議長となる。

2. 理事長は、理事会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、その開会の日前5日までに理事に対して会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。

(理事会の決定事項)

第36条 理事会は、次の各号に掲げる事項を決定するため、必要に応じ理事長が招集する。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任の同意
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 法第118条第2項の規定による理事長の専決処分(ただし、理事会の開催が困難な場合であって、法律改正等による一律の変更、加入員及び受給権者の権利義務に関わらない事項については、事後報告でよいものとする。)
- (5) 年金給付等積立金の管理及び運用に関する基本方針
- (6) その他業務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第37条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2. 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面により、理事会に加わることができる。

(理事会の会議録)

第37条の2 理事会の会議録については、第29条第1項及び第2項を準用する。

(役員の職務)

第 38 条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2. 理事長は、別に定めるところにより、前項に規定する業務の一部を常務理事に委任することができる。
3. 常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理するほか前項により理事長から委任を受けた業務を行う。
4. 運用執行理事は、理事長を補佐し、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。
5. 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
6. 監事は、この基金の業務を監査するほか法第 120 条の 4 の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事が共同でこの基金を代表する。
7. 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第 38 条の 2 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣及び地方厚生局長（地方厚生支局長）の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2. 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

第 38 条の 3 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的を持って、年金給付等積立金の管理及び運用の適正を害するものとして基金規則第 64 条の 2 に規定する行為をしてはならない。

(職 員)

第 39 条 この基金に必要な職員を置き、理事長がこれを任免する。

2. 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。